

東海市議会議員政治倫理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東海市議会議員（以下「議員」という。）が、市政に対する市民の信託にこたえるため、市民全体の奉仕者として公正かつ清廉を基本姿勢とし、常に政治倫理意識に徹した議員活動を行うことを目的とする。

(遵守事項)

第2条 議員は、次に定める事項を遵守する。

- (1) 地方自治の本旨にのっとり、議員本来の責務を全うすること。
- (2) 市民全体の奉仕者として常に信頼される行動をとり、いやしくも市の名誉と品位を傷つけるような行為をしないこと。
- (3) 市が行う許可、認可、命令、請負等に関し、特定の企業及び団体等のため有利な取り計らいをしないこと。
- (4) 公平かつ清廉な選挙運動及び政治活動を通じて、市民の支持と信頼を培うこと。
- (5) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント及び嫌がらせ、強制等の圧力をかける行為、虚偽、風評等を含んだ発言等による他人の名誉を棄損する行為等の人権侵害のおそれのある行為（以下「ハラスメント行為」という。）をしないこと。
- (6) 政治倫理に反する行為として政治的、道義的批判を受けたときは、誠実に疑惑を解明し、その責任を明らかにすること。

(兼業の禁止)

第3条 議員は、兼業について地方自治法第92条の2（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、市に対して請負をする企業、団体等の役員にならない。

(団体等の役職就任の禁止)

第4条 議員は、市から補助金等の交付を受けている団体等（議会選出の委員、理事を除く）で別に定める確認事項の役職には就任しない。

(団体等の役職就任報告書の提出義務)

第5条 議員は、企業、非営利団体その他の団体等（宗教的、社交的団体は除く）の代表者に就任したときは、団体等の役職就任報告書を就任した月の翌月末日ま

でに議長へ提出するものとする。

(ハラスメント対策における議長等の責務)

第6条 議会におけるハラスメント事案の対応責任者を議長、副責任者を副議長とする。ただし、議長がハラスメント事案の被申立人となる場合は副議長が対応責任者の役割を担う。

2 議長は、別に定めるところにより、議員に関するハラスメント行為の相談に対応し、公正かつ円滑な解決を図るため、議会事務局内にハラスメント相談窓口を置くものとする。

(政治倫理委員会の設置及び招集)

第7条 この要綱の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項に該当するときは、東海市議会議員政治倫理委員会（以下「政治倫理委員会」という。）を議長が設置し招集する。なお、委員長選出後は委員長がこれを招集する。

- (1) 会派が異なる過半数の議員から審査又は調査すべき事件を示して設置の請求があったとき。
- (2) 議長が必要と認めたとき。

(政治倫理委員会の組織等)

第8条 政治倫理委員会の組織等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 政治倫理委員（以下「委員」という。）の選任は、議長の指名による。
- (2) 委員の定数は、10人以内とする。
- (3) 委員の任期は、議長に対し当該事案の審査の結果を報告したときまでとする。ただし、議員の職を失ったときは、その任期を終了するものとする。
- (4) 政治倫理委員会に委員長及び副委員長1人を置くこととし、政治倫理委員会において互選する。
- (5) 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期とする。
- (6) 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。
- (7) 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(政治倫理委員会の運営等)

第9条 政治倫理委員会の運営等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 政治倫理委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

- (2) 政治倫理委員会の議事は、出席委員の過半数で決するものとする。
- (3) 政治倫理委員会の議事は、非公開とする。
- (4) 政治倫理委員会は、審査又は調査のため必要があるときは対象議員の出席を求め、その意見を求めることができる。また、ハラスメント事案の審査又は調査のため必要があるときは、外部有識者の出席を求め、その意見を求めることができる。
- (5) 対象議員は、政治倫理委員会に対し、口頭又は文書により弁明することができる。
- (6) 政治倫理委員会の経過及び結果の報告は、委員長が議長、対象議員及び請求を行った議員に行う。
- (7) 政治倫理委員会の経過及び結果の公表は、政治倫理委員会でその方法を随時、検討し、必要がある場合は委員長が行う。

(措置)

第10条 政治倫理委員会は、この要綱に違反する事実があると認められる議員に対し、次の各号に掲げる措置をすることができる。

- (1) 要綱を厳守するための警告書を発し、誓約書をとること。
- (2) 会派の離脱を勧告すること。
- (3) 議会の役職を停止することを勧告すること。
- (4) 議会の会議等への出席の自粛することを勧告すること。
- (5) 議員の辞職を勧告すること。
- (6) その他政治倫理委員会が必要と認める措置。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度本要綱の第6条の定めによる政治倫理委員会を設置、招集し、政治倫理委員会の会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年９月２５日から施行する。